

令和 8 年

第 3 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和8年第3回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和8年3月25日 午前10時00分開会
午前11時00分閉会
2. 場 所 市役所3階第2会議室
出席者
1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久
9. 関 慎一 10. 三田 栄作
事務局
農政係長 鎌田 祥貴 農政係主任 山本 雅一
農政係主事 岩城 健太郎 会計年度任用職員 澤田 恵美子
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題
(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について（照会） 1件
(2) 生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願 1件
5. 専決処理の報告
(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件
6. 協議事項
(1) 令和8年度国立市農業委員会活動指針（案）について
(2) 令和8年度国立市農業委員会定例総会の日程について
(3) 令和8年度稲作体験学習会事業について
7. 報告事項
(1) 令和7年度農業委員会活動の集約について
(2) 令和8年度農業委員会活動の積極的推進に関する決議について
(3) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんの停止について（通知）
8. その他

【北島会長】 皆さんこんにちは。お忙しいところをお集り頂きましてありがとうございます。日頃から農業委員会活動にご理解・ご協力を頂きましてお礼を申し上げます。3月の総会を始めます。議事録署名委員の指名、5番、佐伯昌信委員、6番、佐伯正弘委員、よろしくお願いします。議題の(1)都市農地の貸借の円滑化法に関する法律に係る事業計画の決定について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料2ページをご覧ください。都市農地の貸借の円滑化法に関する法律に係る事業計画の決定についてということで、認定の申請書が来ています。申請者の住所、氏名につきましては記載のとおりとなります。Ⅰ 共通項目の1番、賃借権等の認定を受けようとする者の氏名及び住所につきましても記載のとおりです。2番、賃借権等の設定を受ける都市農地につきまして、所在・地番、地目、面積、所有者の住所、氏名、設定を受ける賃借権等の種類、始期、存続期間、賃料は記載のとおりです。3ページですけれども、3番の都市農地における耕作の事業の内容につきましては、イが該当し、当該農地の土壌・気候に合う露地野菜を栽培し、個人直売所及び「くにたちマルシェ」での直売と、市内スーパーへの出荷を行いますと記載されています。真ん中に行きまして、①、収穫後の農産物の残渣や農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置しません。また、除草は適切に行います。②、農地所有者は借主との取決めにより、周辺住民からの相談等の受付対応、生産緑地の縁辺部の道路等の見回りや清掃、農作物の生育状況の連絡を行うなど、本件農地で行われる農業に関して年間合計40日以上従事しますということです。4番、従事状況につきましては、現状も設定後も300日となっています。次のページをご覧ください。Ⅱ 選択項目についてですけれども、イに丸がありまして、5-1、5-2及び6が対象となっています。まず、5-1ですけれども、農地の利用状況につきましては、所有地が、自作地、畑で3,042平方メートルになっています。5ページになりまして、5-2、(1)作付(予定)作物、作物別の作付面積につきましては、作付(予定)作物が露地野菜、権利取得後の面積が、先ほどの面積を足して3,835平方メートルとなっています。

(2)大農機具につきましては、全て所有で、トラクター1台、管理機2台、ハンマーナイフ1台、チップパー1台、野菜洗い機が1台となっています。(3)農業作業に従事する者としまして、ご本人様の農作業歴が8年から13年、②世帯員含めて現在は2名ということで、経験も①と同様となっています。場所の距離につきましては、自宅から1キロメートル、約5分ということになっています。6番、周辺地域との関係に移りますが、農作物の品種の選定・農作業時等において、周辺農地等への影響を考慮する。農薬の使用方法につきましては、東京都の病虫害防除指針に基づき適切に行います。また、雑草の発生防止にも努めますということになっていまして、6ページは場所の案内図になります。以上です。

【北島会長】 3月12日に、私、三田職務代理、関農地利用班長と、本人立会いの下、現地確認を行いました。申請人もやる気満々で、承認したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次に行きます。(2)生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願、事務局、お願いします。

【事務局】 7ページから9ページをご覧ください。生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願ということで、申出者の住所、氏名につきましては記載のとおりです、1、買取り申出事由の

生じた者につきましては、死亡ということで、氏名、住所、申出をする者との続柄は記載のとおりです。8ページは明細書、9ページは案内図となっています。以上です。

【北島会長】 私が現地確認してきました。承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次に、専決処理の報告です。(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書、1件、事務局、お願いします。

【事務局】 10ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてです。番号は5番、土地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりです。11ページは案内図となっています。以上です。

【北島会長】 ここは関委員ですね。

【関委員】 3月4日に現地確認しまして、既に更地の状態でした。以上です。

【北島会長】 協議事項に行きます。(1) 令和8年度国立市農業委員会活動指針について、事務局、お願いします。

【事務局】 12ページから14ページが該当となります。12ページをご覧ください。令和8年度の国立市農業委員会の活動指針となります。こちらは毎年3月の総会でこの件をお伺いさせて頂いています。国立市農業委員会としまして、次年度の活動指針、この4月からの分を協議をさせて頂いて、内容に問題がなければ東京都へ提出致します。3ページにわたっていますが、基本的に前年のものを踏襲している形になります。12ページの上段には、基本方針が書いてあります。2番目の活動計画につきましては、会議ですとか研修について総合的に記載をさせて頂いています。13ページに行って頂きますと、(2)の農地の保全と効率的な利用の促進ということが網羅されていまして、(3)では、遊休農地の発生防止に関する目標と評価を、令和8年の3月から令和18年までの計画で書いてあります。こちらにつきまして1点、誤りがございまして、修正させて頂きたいのですけれども、表になっているところの目標というところがありますが、「(令和15年3月)」と記載がありますけれども、正しくは令和18年3月となりますので、申し訳ございません、こちらは読み替えて頂ければと思います。その下の(4)の農業の振興としまして、環境保全型農業の推進ですとか、担い手の育成も網羅されています。14ページに行きまして、農業振興計画の施策と推進といったことが書かれています。続いて、(5)市民に農業を理解してもらう活動としまして、①小学生の稲作体験の実施というのが、毎年行っています、5年生が対象となっています稲作体験学習会、③が農業まつりです。今年度は苗木の無料配布ですとか、農機具展示ですとか、一輪台車の運搬体験を行って頂きました。来年度どうするかというのは今後ご協議して頂ければと思っています。最後、(6)東京都農業会議との統一活動ということで、①、②と書いてある状態です。以上、ざっとご説明をさせて頂きましたが、特に問題がなければ、こちらの内容で東京都に送付させて頂くという形になります。ご協議して頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 活動自体、毎年このような活動をしているので、これに準じてやればいいと思いますけれども、何かありますか。ないようでしたら、これで進めていきたいと思っています。次に行きます。

(2) 令和8年度国立市農業委員会定例総会の日程について、事務局、お願いします。

【事務局】 15ページをご覧ください。こちらは前回の総会でもお示しした内容を、もう少し具体的なものを記載したものとなっています。注意して頂きたいのが、次の4月の総会以降が、新しく北

側にできた会議棟に場所が変わります。会議棟④のブナという名称のお部屋となります。5月以降も同じような形となります。7月につきましては、農業委員の改選がある都合上、議会委員会室ということで、9月は東臨時事務室というところになるのですが、基本的に会議棟になるということをご認識ください。事務局もまだ入ったことがなくて分からないのですが、分からなければ3階に来て頂ければ一緒に行きますし、そのまま会議棟に入って頂いて待つ頂くという形でも大丈夫です。駐車場は今までどおり市役所のところに止めて頂いて、歩いて行って頂くというような流れになっています。右側の主な行事は、具体的な日程を書かせて頂きました。田植えですとか、夏季地区別検討会ですとか、JAの総代会の日程もここに書いてあります。それ以外の日程も、ほぼほぼ予定の日程になりますので、ご認識して頂ければと思います。毎月第4水曜日、時間が10時から11時半ぐらいまでとなっています。16ページは、農業会議から提供された資料ですが、主要な行事日程ということで、農業委員の行事がここで書かれています。この中のこちらで対象となるものが15ページの主な行事で書かせて頂いている内容になりますので、ご覧になって頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら、次に行きます。(3) 令和8年度稲作体験学習会事業について、これはまた米生産部会さんのほうに苗をお願いしたいのですが、よろしくお願いします。種まきは、農業委員会で何かお手伝いに行ったほうがいいでしょうか。

【鈴木委員】 いや、いいです。4月25日の9時からですが、来たい人は来てください。

【北島会長】 次に、報告事項に行きます。(1) 令和7年度農業委員会活動の集約について、事務局、お願いします。

【事務局】 17ページをご覧ください。こちらも例年のことではありますけれども、東京都農業会議より、本年度の活動の集約を各地区から求められているところですが、事務局のほうで作成したものが次のページ、18ページのものとなります。第1のところは、皆さんから毎回ご提出して頂いています活動記録カードの結果を載せていまして、3月分を入れて最終的には回答をさせて頂くような予定です。第2が、企業的農業経営者の育成対策としまして、4月に、市長と農業者の皆さんですとか、あと農業委員の皆様も、市長が替わったというところで意見交換を実施して頂いたかと思います。その内容をまとめて集計したものの数を記載させて頂いています。次のページに行きまして、2の農業者年金の加入推進の取組について記載をしています。番号は飛びますが、第5としまして、情報活動の実績というものを記載しています。第6は対象がないため、記載はしていません。記載内容をご確認して頂ければと思います。ご報告は以上です。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら、次にいきます。(2) 令和8年度農業委員会活動の積極的推進に関する決議について、事務局、お願いします。

【事務局】 20ページをご覧ください。こちらも同じく東京都農業会議より通知がありまして、皆様にご出席を頂きました2月24日の農業者大会の場で、次年度、令和8年度における都内の農業委員会の活動を積極的に推進するという決議が行われたところです。その内容を要約したものが21ページから25ページになります。まず21ページですけれども、重点活動として掲げられているものが5つございまして、まず農業委員会の任期満了による新たな農業委員が選任される見込みですので、より一層の組織活動ですとか、地域活動を進めるということが1番に掲げられています。その下の2番目としまして、農地の保全・利活用の推進ということで、昨年度から開始したような生産緑地のマッチング事業を進めることで都市農地の利用促進につなげていくということが掲げられています。次のページへいって頂きまして、3番目としましては、次世代へ農地をつなぐための話し合い活動という

ことで、4番目が、毎年の内容ですけれども、農業者の意見集約ですとか、関係行政機関等への提出を行うということが掲げられています。5番目も毎年のものですけれども、地域住民が地域農業への理解を深める活動が掲げられています。重点活動は今申しあげました5点ですけれども、その下の統一活動ということで、これも毎年の積み上げにはなるのですが、ご確認頂けますと幸いです。次のページの具体的な活動案については、今ご説明した内容のとおりのもが記載されていますので、後ほどご確認して頂ければと思います。こちらで、来年度からまた新たな活動がスタートすることになりますので、今ご説明した5つの重点活動と統一活動を把握して頂いて、私たちのミッションということで意識して頂けたらと思います。以上です。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら、次にいきます。(3) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんの停止について、事務局、お願いします。

【事務局】 26ページをご覧ください。生産緑地買取申出に対する取得のあっせんの停止についてということで、市長から農業委員会宛での通知文の記載のとおり、停止についての通知が来ています。こちらは2月の総会であっせんについて紹介させて頂きまして、皆様には3月10日までに農地所有者の方々からの買取りのご希望があればご回答して頂くといったような内容を説明させて頂いた、その流れの案件となっていて、今回、事情がこちらでも把握できていないのですけれども、申請者からの都合であっせんが停止になったということです。特段申出がなかったので、農業委員会としては特に必要はありませんのでご報告のみという形にさせて頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら、次に行きます。その他です。(1) 東京の田んぼ復活プロジェクトについて、事務局、お願いします。

【事務局】 こちらは急遽、報告がありまして、別紙の資料でA4横の左上に、東京の田んぼ復活プロジェクトということで記載がある資料のご説明をさせて頂ければと思います。こちらは東京都の新しく始める事業になっています。簡単に言うと補助金が出ますよという報告ですけれども、農業委員さんに関わる仕事としましては稲作体験学習会が対象となりますので、ご報告をさせて頂ければと思います。こちらは東京都の田んぼが年々減っているというところで、東京都としても何とか保全、復活をさせていきたいというところがあるそうで、そのための補助金を今回新しく創設されたものとなります。この資料につきましては、これはまだ担当者限りになっていますので、後ほど回収させて頂ければと思います。1番の田んぼの共同活用組織ということで、これは何かと言いますと、この補助金を使うには共同組織を新しくつくりなさいということです。右側に加入団体イメージがありますけれども、農業者団体、区市町村、用水組合等々が共同の活動組織を立ち上げまして、水田ですとか用水路を保全していきましようというような内容になります。国立市は、市長の要望もありまして、ぜひこの補助金を活用するということになっていて、手を挙げるつもりです。既に農協さんですとか、米生産部会さん、あとは府中用水の土地改良区の理事長にはご了承を頂いていまして、入って頂くような予定にしています。皆さん、農業委員会のお名前をここで連ねて頂ければと思います。協議会の中には入るのですけれども、農業委員会の予算、稲作体験学習会の予算が30万ぐらいあるのですけれども、その予算が丸々、10分の10の定額でこの補助金を活用すれば出る可能性があるというところが非常にメリットとなっています。補助金額は、1年目300万円、2年目250万円、3年目200万円と年々下がってくる内容ですけれども、この300万円の内訳を申しますと、50万円が事務費で、125万円がイベント経費で、残り125万円が府中用水の管理費という形になって、計300万円になっています。皆さん、農業委員さんの稲作体験学習会は、イベント経費の

125万円の中に含めようかなと今考えています。公立小学校5年生が都民ですので、30年続いているこの稲作体験の活動を支援して頂くというような形で、今後、これを応募してうまく行けば補助金が活用できることになります。府中用水につきましても、草刈りですとか、用水の維持費、護岸の補修ですとか、そういったものが125万円については出るというところで、用水組合長ともそこはご了承を頂いていまして、進めていくつもりです。こちらは報告となりまして、いろいろ説明しましたけれども、要は、稲作体験学習会に補助金を活用するため、こちらのプロジェクトを活用させて頂くために農業委員の皆様にもご加入していただければというところの報告になります。これはまだ決定したものではなくて、都議会は終わりましたが、予算が承認されて、国立市としてもやりたいですと手を挙げて、駄目よとなればこの話はおしまいなので、決定しましたらまたご報告をさせて頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 いい話だと思うので、皆さんどうぞよろしくお願いします。よろしいでしょうか。では、(2) 2月分活動記録カードの集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 2月分の農業委員会活動記録カードの集計結果を報告致します。A「総会」10件、B「農業委員会・農業会議の会議・研修」11件、C「その他の会議・会合」3件、G「現地確認」3件、計27件、以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。(3) 第4回農業委員会定例総会日程について、4月22日(水) 10時から市役所北側会議棟ブナで行います。よろしくお願いします。以上で、3月の農業委員会総会を終了します。お疲れさまでした。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

番

委員

番

委員